に譲渡期日を記載する。当該株式を現物配当する場合には、その旨を記載する。

(11) 外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するもの（以下この項目において「株式等」という。）の取得（当該外国法人が外国関係法人である場合又は当該取得により当該外国法人が外国関係法人となる場合に限る。）については、取得する株式等に係る外国法人の名称、住所、代表者の氏名及び資本金、取得する株式等の総数及び取得後における当該外国法人の発行済株式等に占める取得株式等の割合（出資割合）、派遣する役員数及び当該外国法人の役員に占める当該事業者の派遣役員の割合並びに取得期日を記載する。

(12) 外国関係法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するもの（以下この項目において「株式等」という。）の譲渡（当該株式等を配当財産とする剰余金の配当をすることを含み、当該譲渡により当該事業者の外国関係法人でなくなる場合に限る。）については、当該外国関係法人における株式等の保有比率（当該譲渡の前後についてそれぞれ記載する。）及び当該外国関係法人の役員に占める当該事業者の派遣役員の占める割合、当該譲渡に係る株式等の譲渡先並びに譲渡期日を記載する。当該株式等を現物配当する場合には、その旨を記載する。

(13) 会社又は外国法人の設立については、設立する会社又は外国法人の名称、住所、代表者の氏名及び資本金（出資者ごとに出資額を記載する。）並びに設立期日を記載する。会社の設立の場合につき、当該会社の設立において定款に現物出資又は財産引受の記載がある場合には、その旨を記載し、財産の内容及び価額を記載する。

(14) 会社又は外国法人の清算については、当該会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに清算期日を記載する。

(15) 有限責任事業組合に対する出資については、出資を行う有限責任事業組合の名称及び住所並びに出資者（組合員）の名称（法人が出資者（組合員）である場合には、当該法人の名称並びに職務執行者の当該法人における役職及び氏名）及び住所を記載する。また、金銭を出資の目的とする場合には、出資の額及び出資する期日を記載し、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、現物出資する財産の内容、財産の価額（有限責任事業組合契約に関する法律施行規則（平成17年経済産業省令第74号）第８条第１項に規定する価額をいう。）及び出資する期日を記載する。

(16) 保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄については、当該撤去する施設又は廃棄する設備を特定し、その内容、簿価及び除却費用並びに撤去又は廃棄期日をそれぞれ記載する。また、これに伴い希望退職の募集を行う場合は、その旨を記載する。

別表２

事業再編に伴う設備投資の内容

（単位：百万円）

	設備投資所要資金額	名称	数量	単価	金額	用途	設置場所
年度							
年度							
年度							
合計額							

別表３

譲受け、取得又は譲渡する不動産の内容

（土地）　（単位：㎡）

	所在地番	地目	面積	その他
1				
2				
3				

（家屋）　（単位：㎡）

	所在家屋番号	種類構造	床面積	その他
1				
2				
3				

（注）譲受け又は譲渡について、その他欄に記載する。事業又は資産の譲受け又は譲渡に伴う不動産については、その他欄にその旨を記載し、併せて事業又は資産の譲受け元名又は譲渡先名を明記する。合併、分割等により取得をする不動産についても、同様とする。

別表４

事業再編の実施時期

年度	実施内容
年度	
年度	
年度	

別表５

事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（単位：百万円）

調達先／費用	資金の借入れ	自己資金	その他	合計	備考
所要額					

（注）

１．「資金の借入れ」には金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「資金の借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を記載する。

２．社債又は資金の借入れについて法第34条の規定に基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務の保証を受ける期待がある場合には、その旨を、資金の借入れについては借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。

３．産業競争力強化法施行規則第12条第４項に規定する事業再編に係る資金計画を含む場合には、「備考」に当該資金計画に係る債権放棄額の総額を記載するとともに、個々の債権者ごとに当該債権者の氏名（当該債権者が法人の場合にあっては、法人名）、債権放棄額及び債権放棄の実施時期を記載する。

別表６

１．事業再編関連措置を行う事業者の国内売上高合計額

（単位：百万円）

	甲	乙
事業再編関連措置を行う事業者の名称		
国内売上高合計額	（　年　月期現在）	（　年　月期現在）
国内売上高合計額の算出の根拠		

２．申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況
